

乳がんの集団検診(マンモグラフィ)における 医師の立会いを不要とする見直しについて

乳がんの集団検診（マンモグラフィ）における医師の立会いを不要とする見直しについて

【令和2年地方分権改革に関する提案募集に対する地方からの提案】

令和2年地方分権改革に関する提案募集に対する地方からの提案

1. 提案事項

乳がんの集団検診（マンモグラフィ）における医師の立会いを不要とする見直し

※提案団体：兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町

2. 具体的な支障事例

診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いがなければ実施できないが、地域によっては医師不足等により立会い医師の確保が難しく、検診実施の支障となっている。

3. 求める措置の具体的な内容

地元医師会等と連携し医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても、胸部エックス線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。

4. 制度改正による効果

医師が確保できない地域においても、検診回数を増やすことが可能となり、がん検診の受診率向上に寄与し、がんの早期発見・早期治療につながる。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）

5 義務付け・枠組みの見直し等

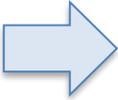
【厚生労働省】

（18）診療放射線技師法（昭26法226）

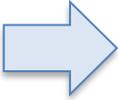
集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

乳がんの集団検診（マンモグラフィ）を巡るこれまでの経緯

■ 平成26年6月 「診療放射線技師法」の改正

- 
- ✓ 病院又は診療所以外の場所で多数の者の健康診断を一時に行う場合において診療放射線技師がエックス線を照射するときは、すべて医師又は歯科医師の立ち会いが必要であったが、胸部エックス線検査のためのエックス線の照射については、医師又は歯科医師の立ち会いを求めないこととした。
 - ✓ 一方で、乳房エックス線検査のためのエックス線の照射については、当時の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、肺がん検診と異なり、乳がん検診の検診項目に視診及び触診が含まれていたこともあり、従来どおり医師又は歯科医師の立ち会いが必要となっている。

■ 平成28年2月 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正



乳がん検診について、検診項目が問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）のみとなり、視診及び触診は推奨しないこととされた。

乳がんの集団検診（マンモグラフィ）の実施状況に関する調査の結果について

調査概要

・ 調査方法

令和元年度における乳がん検診（マンモグラフィ検査）の実施状況をアンケートにより調査

※健康局がん・疾病対策課、内閣府地方分権改革推進室と連名で実施

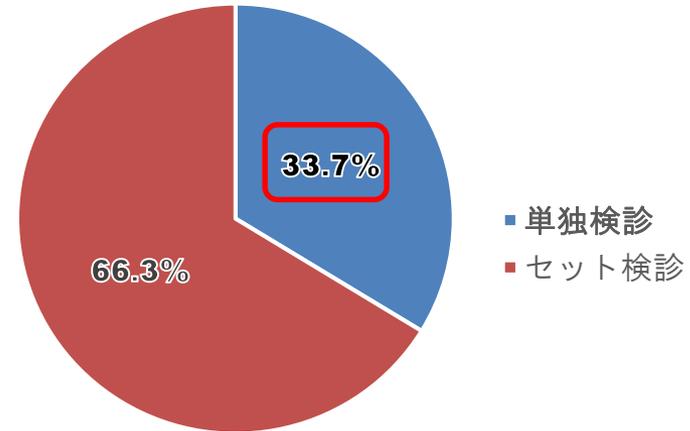
・ 調査対象

全市区町村（回答率 90.2%：12月14日時点）

・ 調査期間

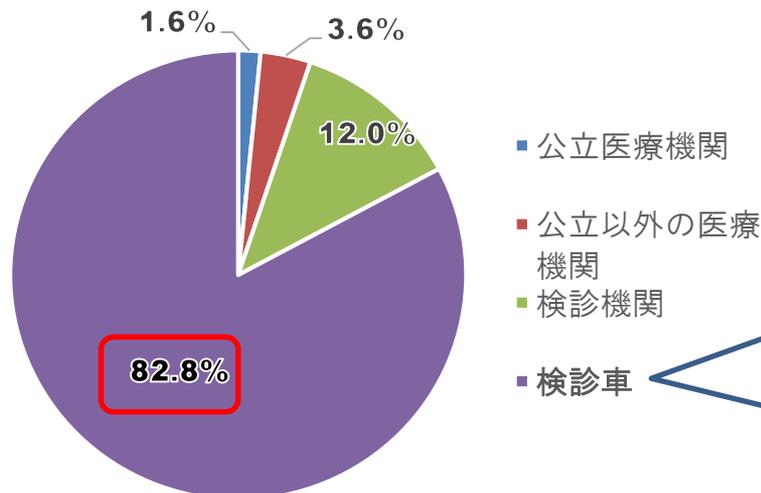
令和2年11月13日～12月9日

集団検診の実施方法

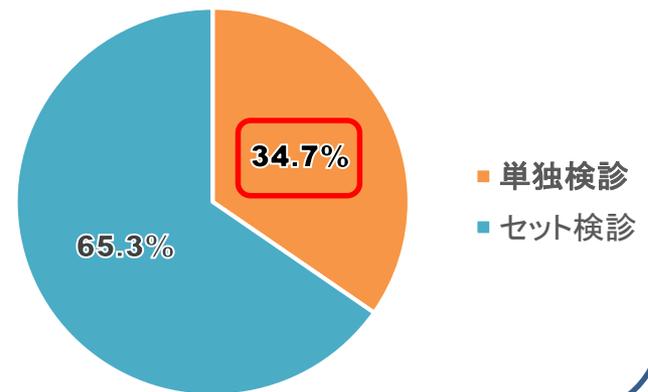


※セット検診 … 医師が必要な他の検査（乳がん検診の視触診等）や検診（子宮頸がん検診等）と同時に実施した件数（受診者数）

集団検診の実施場所



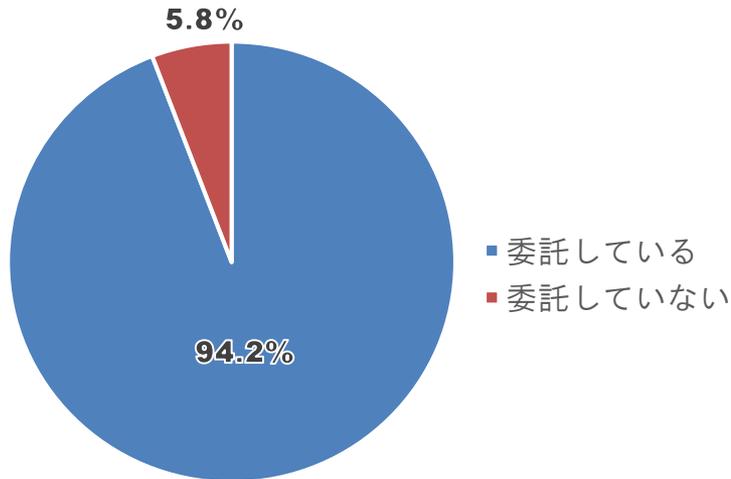
検診車内訳



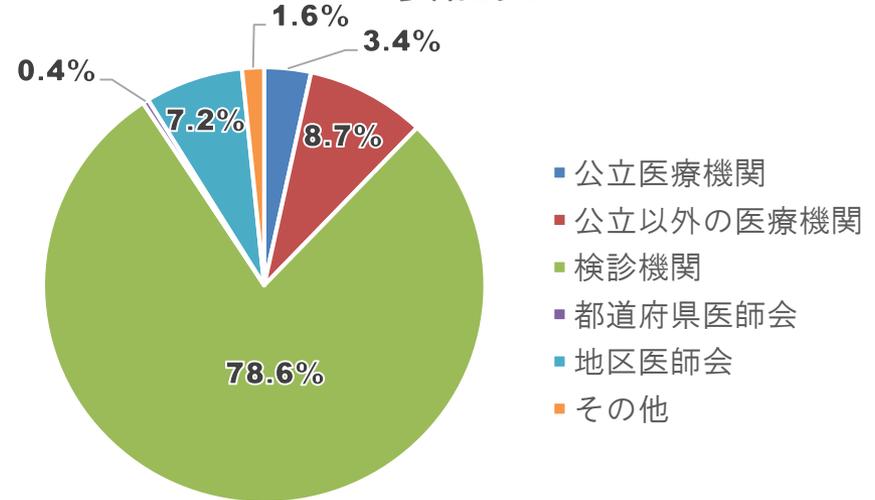
乳がんの集団検診（マンモグラフィ）の実施状況に関する調査の結果について

集団検診の委託状況

委託の有無



委託先



集団検診の実施経費

○総事業費

平均 約6,550千円

※諸経費を含む各市町村における乳がん検診（マンモグラフィ検査）に係る事業費の年間総額（令和元年度決算額）

※「医師に係る人件費総額」に回答のあった市町村の平均金額

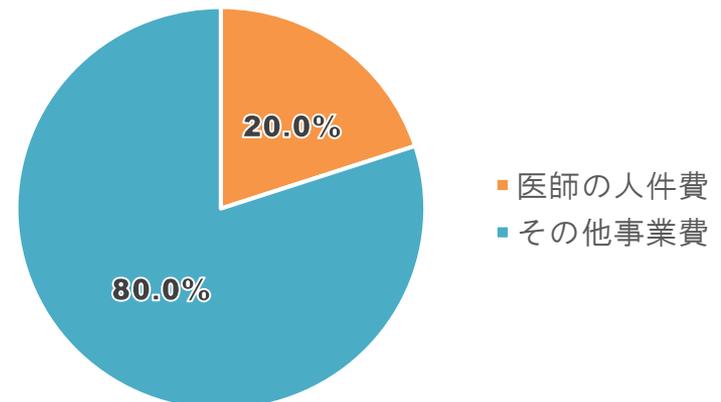
○うち医師に係る人件費（相当）額

平均 約1,308千円

※乳がん検診（マンモグラフィ検査）に係る立会医師の人件費（委託の場合は人件費相当額）の年間総額

※「医師に係る人件費総額」に回答のあった市町村の平均金額

医師の人件費の割合



対応方針（案）

- 乳がんの集団検診（マンモグラフィ）における乳房へのエックス線の照射については、
 - ・ 平成28年以降は、乳がん検診についても、肺がん検診と同様、検診項目に視診及び触診は含まれていないこと
 - ・ 乳がんマンモグラフィ検診を単独で実施している市区町村も多く、検診の実施回数を増加し、がん検診の受診率を向上させる観点からは、医師の立ち会いなく乳がんマンモグラフィ検診を実施できるようにすることに対するニーズがあることから、胸部エックス線検査と同様に、診療放射線技師が医師の立ち会いなく実施することを認めることとしてはどうか。

- その際、胸部エックス線検査と同様、医療安全上の配慮から、診療放射線技師が医師の立ち会いなく乳房エックス線検査を実施する場合は、以下の取組を行うことにより医療安全の確保を十分に図る必要があることについて、留意事項として示すこととしてはどうか。
 - ① 事前に責任医師の明確な指示を得ること
 - ② 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備
 - ③ 必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備
 - ④ 機器の日常点検等の管理体制、従事者の教育・研修体制の整備

(参考) 参照条文

◆診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）

（業務上の制限）

第二十六条（略）

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一（略）

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)。

◆診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）

（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査）

第十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。)とする。

◆診療放射線技師法等の一部改正の施行について（平成26年6月25日付け厚生労働省医政局通知）

1 改正の内容

（略）診療放射線技師に対し、医師又は歯科医師の立会いなしにエックス線の照射を行わせる場合には、医療安全上の配慮が極めて重要であることから、以下のような取組を実施し、安全の確保を十分に図るものとする。

- ① 事前に責任医師の明確な指示を得ること
- ② 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備
- ③ 必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備
- ④ 機器の日常点検等の管理体制、従事者の教育・研修体制の整備